

資料1 構造上専ら障害者の方の利用に供する自動車に係る減免 (身体障害者等<専用>構造自動車)

1 減免の対象となる自動車

身体障害者等<専用>構造自動車

※特殊用途自動車(いわゆる8ナンバー)限定です。

8ナンバーの特殊用途自動車で、車検証の車体の形状が「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」又は「入浴車」であり、身体障害者等※の輸送に使用する自動車

※リース車も対象となりますが、リース会社が申請者となります。

※法人使用又は「事業用」の場合、事業実施に必要な許可又は事業所の指定等を受けていることが必要です。

※身体障害者等とは：歩行が困難な身体障害者、知的障害者、精神障害者を指します。

2 申請期限

減免できる税目	申請期限	減免できる税目
従来から取得している自動車	納期限まで ※郵送の場合は当日消印有効 [例:納期限が5月31日の場合] 4月1日～5月31日※まで ※5月31日が土・日曜日の場合は 翌開庁日まで	種別割
新規登録による取得 (新車・中古車新規登録)	登録の日	種別割 環境性能割
移転登録による取得 (名義変更)		種別割※1 環境性能割

※1:前納税義務者が非課税団体の場合に限る。

※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。

※種別割の減免については、毎年度申請が必要です。

※不備があると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)ので、郵送の場合は特に
ご注意ください。(例:申請書の記入もれ、添付書類の不足など)

減免申請書チェックリストを配布していますので、ご活用ください。

<お願い> 減免申請台数が5台以上ある場合は、確認事務の軽減のため、申請車両一覧表
(登録番号のみでも可)を減免申請書に添えて提出くださいますようお願いいたします。

～手続きのお問い合わせ先～

〒901-2134 浦添市港川500番地の10

沖縄県自動車税事務所 課税班

(TEL)098-879-1627 (FAX)098-879-1630

[構造減免]

3 申請に必要な書類

(1) 身体障害者等＜専用＞構造自動車

提出書類	説明
ア 自動車税種別割減免申請書 (その4)	
イ 自動車税環境性能割減免申請書 (その4)	環境性能割が課税される場合のみ、申請できます。
ウ 自動車の写真(前面・後面・車内)、 または外観図及び改造部分詳細 図の写し(新規登録時に限る)	<p>外観写真は、前後のナンバープレートが確認できること。(※)車内の写真は、改造部分及び設置した装置が確認できること。昇降装置は、降下させた状態で撮影してください。図面の場合は、陸運事務所に提出したものであること。</p> <p>(※)新規登録、管轄変更、番号変更登録においては、登録番号未装着の前後の写真でもよい。</p>
エ 自動車検査証の写し	<p>有効期間内であること。 車体の形状欄が「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」のいずれかであること。 車検証の記載内容に相違ないこと。(旧名称、旧住所等の記載のままでは受付できません)</p>
オ その他添付資料	
◎ 定款の写し 又は現在事項全部証明書	同日に複数台申請する場合は1部で構いません。
事業実施に必要な手続きが 済んでいることが確認できる 書類 (社会福祉法人は除く)	<p>例：通所介護事業、障害福祉サービス事業は「指定通知書」の写し、介護老人保健施設は「開設許可書」の写し</p> <p>社会福祉法人の場合、書類は不要ですが、左記の手続きは済んでいることが前提です。</p>
◎ 運行日誌の写し 等	<p>当該自動車の運行目的・実績を証明する書類を添付してください。新規登録の自動車については、運行計画書。</p> <p>[例1：運行日誌の場合] ・申請書提出月の直近3ヶ月間のもの</p> <p>[例2：運行計画書の場合] ・自動車の用途、運行区間、運行スケジュール、乗車対象者等を具体的に記入してください。(様式は自由です)</p>
▲ 障害者手帳の写し	<p>氏名、障害の程度がわかること ※障害の内容によっては、車いす移動車を利用しなければならないことが確認できる書類を求めることがあります。</p>
▲ 障害者との関係を証明する書 類	<p>例：住民票謄本、戸籍謄本、生計同一証明書、健康保険証[※] ※健康保険証は写し ※申請者が障害者本人の場合は不要です。</p>
■ 事業許可書の写し	例：沖縄総合事務局長発行の一般乗用旅客自動車運送事業許可書

自動車税(環境性能割)減免申請書(その3)

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

印

電話番号

次のとおり自動車税環境性能割の減免を申請します。

減免申請対象自動車	登録番号	登録年月日	初度登録年	検査証有効期限	自家用、営業用の別
	沖縄				
構造変更等の概要	車台番号	型式	種別	主たる定置場	乗車定員又は最大積載量
申請の理由	変更部分		設置した装置		
	(ア) 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車であるため。 (イ) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車であるため。 (ウ) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた営業用の自動車であるため。				

(裏)

申告税額 ①		円		
減免額	(ア)の場合	自動車税環境性能割の全額 ②	円	
	(イ)又は(ウ)の場合	構造変更に要した費用×税率() 円× $\frac{()}{100}$	円	
納付すべき自動車税環境性能割額①-② ③		円		
※運転する身体障害者	住所			
	氏名		印	
	生年月日及び年齢	明・大・昭	年 月 日(歳)	
	手帳番号			
	手帳交付年月日		年 月 日	
	障害名			
	障害の級別又は程度			
	運転免許証の番号			
	運転免許証の交付年月日		年 月 日	
	運転免許証の有効期限		年 月 日	
	免許の種類及び条件			
雇用年月日		年 月 日		
利用する身体障害者等の障害の程度及び割合				

(注)1 この様式は、自動車税環境性能割について沖縄県税条例第139条の12第3項の規定(同条第1項第3号又は第2項該当)により、減免の申請をする場合に用いる。

2 申請の際に、次の資料を添付してください。

(1) 外観図及び改造部分詳細図(陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所に提出した改造自動車等届出書の添付資料の写しでもよい。)又は改造部分の写真

(2) 自動車検査証の写し

(3) その他必要な書類

ア 法人使用の自家用車の場合にあつては、定款の写し又は現在事項全部証明書、事業実施に必要な手続きが済んでいることが確認できる書類及び運行目的・実績を証明する書類

イ 個人使用の自家用車の場合にあつては、次の書類

(ア) 介護手帳又は医師の診断書等運行目的を証明する書類

(イ) 申請者が身体障害者等でないときにあつては、身体障害者等との関係を証明する書類

ウ 事業用自動車の場合にあつては、事業許可書の写し

3 ※印欄は、申請の理由が(ウ)に該当する場合のみ記入すること。

4 この様式は、軽自動車税環境性能割について減免の申請をする場合に準用する。この場合において、「自動車税(環境性能割)減免申請書」とあるのは「軽自動車税(環境性能割)減免申請書」と、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「登録年月日」とあるのは「取得・変更・廃車等年月日」と、「初度登録年」とあるのは「初度検査年」と、「自動車税環境性能割額」とあるのは「軽自動車税環境性能割額」と、「自動車」とあるのは「軽自動車」と読み替えるものとする。

自動車税(種別割)減免申請書(その4)

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名 ㊟
電話番号

沖縄県税条例第146条第2項の規定に基づき、下記のとおり自動車税種別割の減免を申請します。

減免申請対象自動車	登録番号又は車両番号	登録年月日	初度登録年	検査証有効期限	自家用・営業用の別
	車台番号	型式	種別	主たる定置場	乗車定員又は最大積載量
構造変更等の概要	変更部分		設置した装置		
減免を受けようとする税額		年度	定期	随時	
					円
身体障害者等の利用に供されることとなる事由		1 主たる運行目的 2 利用する身体障害者等の障害の程度及び割合			

(注) 申請の際に、次の資料を添付すること。

- 1 外観図及び改造部分詳細図(陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所に提出した改造自動車等届出書の添付資料の写しでもよい。)又は改造部分の写真
- 2 自動車検査証の写し
- 3 その他必要な書類
 - (1) 法人使用の自家用車の場合にあつては、定款の写し又は現在事項全部証明書、事業実施に必要な手続が済んでいることが確認できる書類及び運行目的・実績を証明する書類
 - (2) 個人使用の自家用車にあつては、次の書類
 - ア 介護手帳又は医師の診断書等運行目的を証明する書類
 - イ 申請者が身体障害者等でないときにあつては、身体障害者等との関係を証明する書類
 - (3) 事業用自動車の場合にあつては、事業許可書の写し